

第2章

表示方法判断フローチャート

この章では、「一般用加工食品」、「業務用加工食品」、「業務用生鮮食品」のそれぞれについて求められる表示方法を確認するためのフローチャートを記載しています。各フローチャートを参考に、自社の製品に求められる表示方法を確認してください。また、フローチャートの各設問については、それぞれ解説を後述しています。参考にしてください。

フローチャートの活用方法【例：一般用加工食品の場合】

このフローチャートは大きく3つのステップに分かれています。

ステップ1：自社で製造する食品（製品）が原料原産地表示の対象となる食品かどうかを確認します。

ステップ2：原料原産地表示の対象となる食品の対象原材料を特定します。

ステップ3：特定した対象原材料について、使用国数を確認し、適切な表示方法を確認します。
使用国数により選択できる表示方法が異なりますので注意してください。



1. 表示方法判断フローチャート【一般用加工食品】

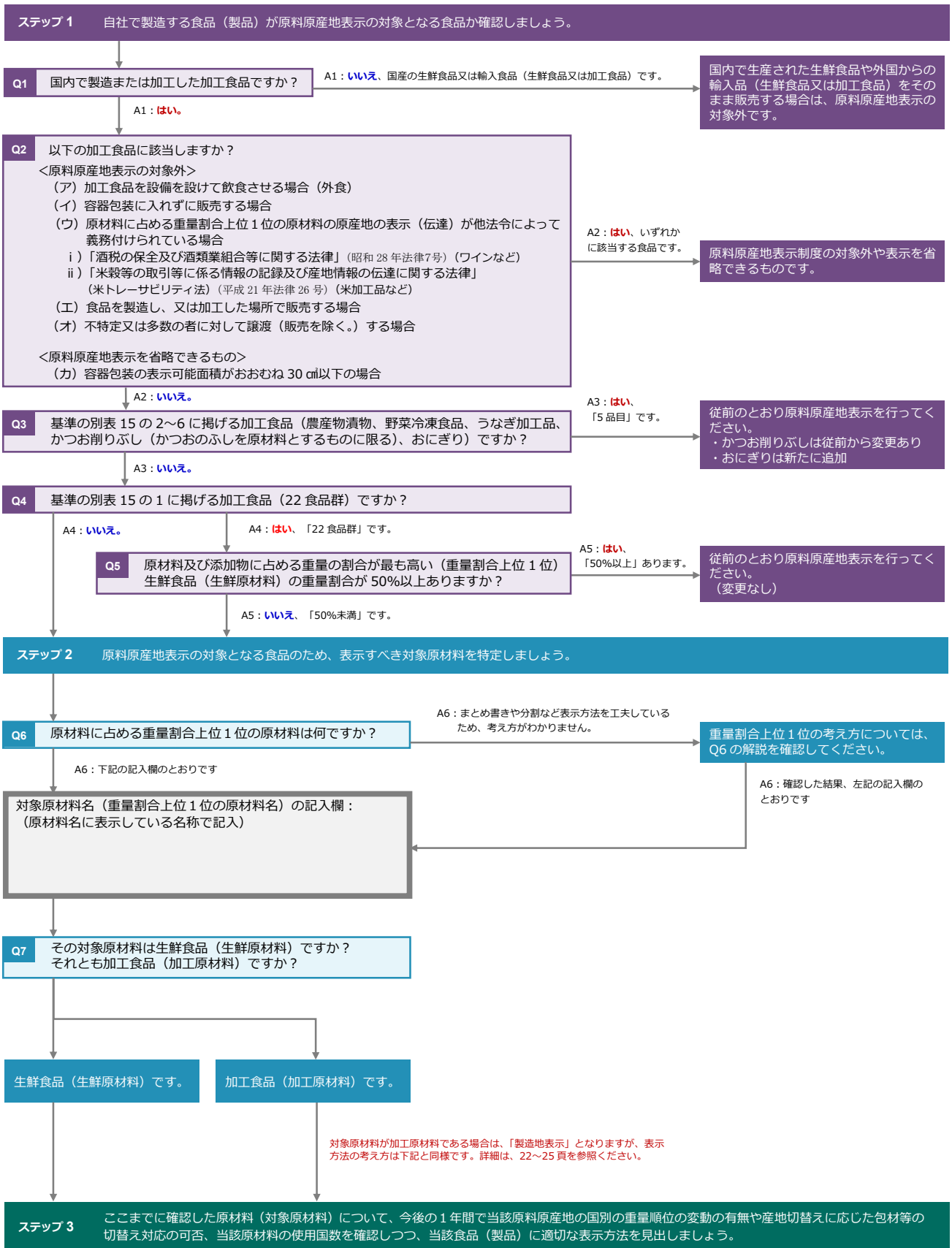
※拡大版を巻末に添付しています。

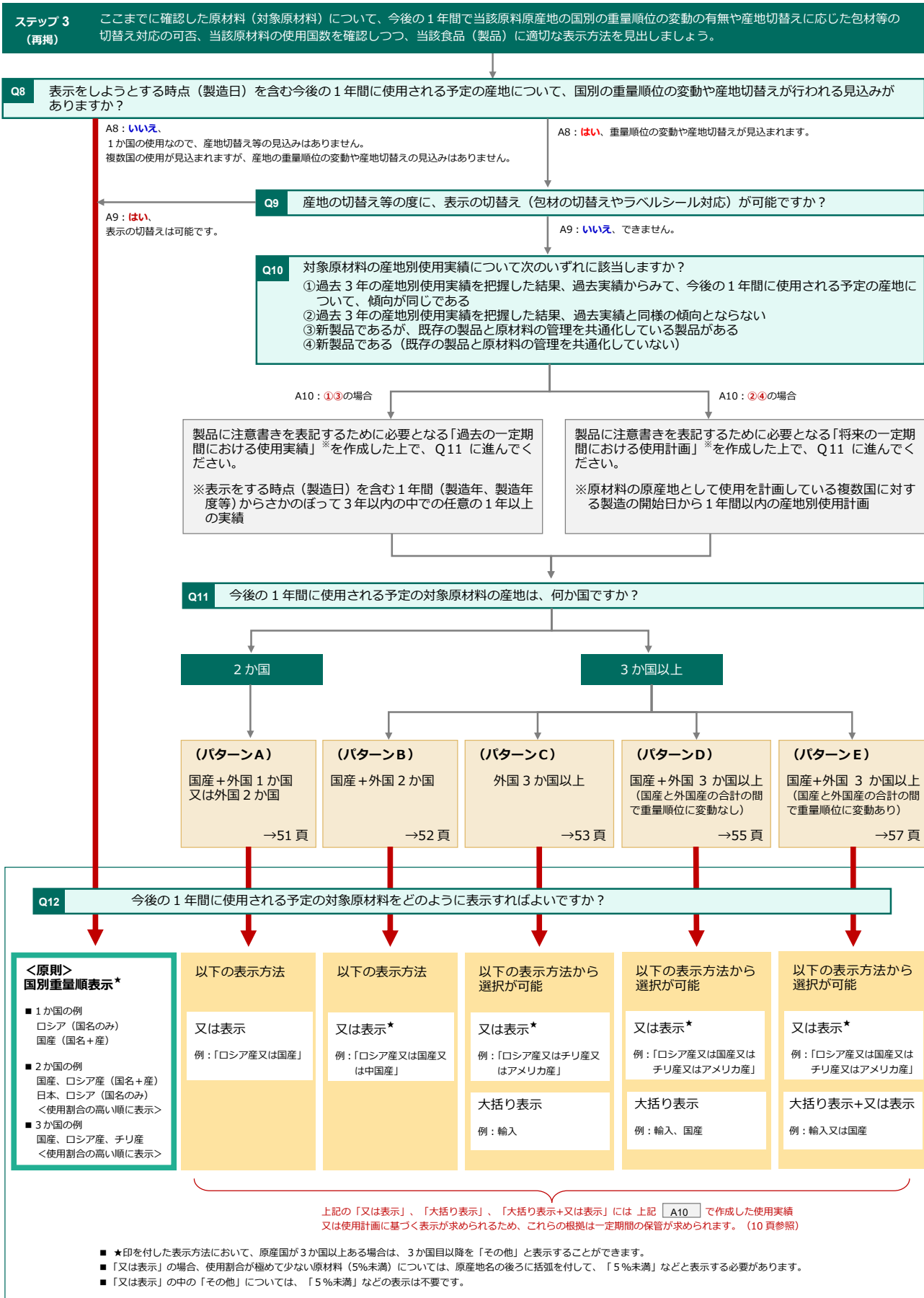
制度の概要とポイント

フローチャート（一般用）

Q & A

関連法令





解説

1

Q1

国内で製造又は加工された加工食品ですか？

■実施すべき事項

国内で「製造」又は「加工」された全ての加工食品（輸入品を除く）については、新しい原料原産地表示制度への対応が必要になります。

Q2に進んでください。

国内で生産された生鮮食品や外国からの輸入品（生鮮食品又は加工食品）は原料原産地表示の対象外です。これらの食品については、今までどおり、基準に従った表示をしてください。

- ・国内で生産された生鮮食品 → 「原産地」表示
- ・外国からの輸入品（生鮮食品） → 「原産地」表示
- ・外国からの輸入品（加工食品） → 「原産国」表示

■解説

- ・「原料原産地表示の対象」は、これまでは、いわゆる 22 食品群+4 品目（基準の別表 15 の1～5）のみでしたが、新しい原料原産地表示制度では、「国内で製造又は加工された全ての加工食品（輸入品を除く）」が表示対象となりました。
（基準3条2項の表の原料原産地名欄）

【新しい原料原産地表示制度で表示の対象となる食品／対象外となる食品】

	具体例
原料原産地表示の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・国産の豚肉を国内でウィンナーソーセージに製造した場合 ・輸入した豚肉を国内でウィンナーソーセージに製造した場合
原料原産地表示の対象外 <small>（従前どおりの対応）</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・国産の豚肉を国内でスライスし販売する場合（生鮮食品） ・輸入した豚肉を国内でスライスし販売する場合（生鮮食品） ・外国で製造した豚肉のウィンナーソーセージを輸入し、販売する場合（加工食品（輸入品））

用語解説

「加工食品」

「基準の別表1」に掲げる食品を指します。（基準2条）（73頁参照）

「生鮮食品」

「基準の別表2」に掲げる食品を指します。（基準2条）（74頁参照）

「輸入品」

以下を指します。☞ Q&A 加工-155

- ① 容器包装され、そのままの形態で消費者に販売される製品（製品輸入）
- ② バルクの状態でも輸入されたものを、国内で小分けし容器包装した製品
- ③ 製品輸入されたものを、国内で詰め合わせた製品
- ④ その他、輸入された製品について、国内で「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されていない製品

「商品の内容についての実質的な変更をもたらさない行為」

次のような行為については、「商品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」に含まれません。☞ Q&A 加工-156

- ① 商品にラベルを付け、その他標示を施すこと
- ② 商品を容器に詰め、又は包装をすること
- ③ 商品を単に詰合せ、又は組合せること
- ④ 簡単な部品の組立てをすること

これに加え、関税法基本通達では、以下についても、原産国の変更をもたらす行為に含まれない旨が明記されています。

- ⑤ 単なる切断
- ⑥ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これに類する行為
- ⑦ 単なる混合

※この他の具体例については25頁参照

■ 実施にあたっての留意点

- ✓ 加工食品に該当するかを確認するには「基準の別表1」と照らすとよいでしょう。（73頁参照）
- ✓ 輸入された加工食品の原産国が変更されるものについては、Q&A 加工-155 及び 156 を参照ください。

解説 2

Q2

以下の加工食品に該当しますか？

<原料原産地表示の対象外>

- (ア) 加工食品を設備を設けて飲食させる場合（外食）
- (イ) 容器包装に入れずに販売する場合
- (ウ) 原材料に占める重量割合上位 1 位の原材料の原産地の表示（伝達）が他法令によって義務付けられている場合
 - i) 「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」
(昭和 28 年法律7号)
 - ii) 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(平成 21 年法律 26 号) (米トレサビリティ法)
- (エ) 食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合
- (オ) 不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合

<原料原産地表示を省略できるもの>

- (カ) 容器包装の表示可能面積がおおむね 30 cm²以下の場合

■ 実施すべき事項

(ア) ～ (カ) のいずれかに該当する場合には、従前から原料原産地表示の対象外であり、新しい原料原産地表示制度においても表示を要しないものや当該表示を省略できるものです。(基準 1 条、3 条、5 条)

いずれにも該当しない場合には、原料原産地表示が必要になりますので、**Q3 に進んでください。**

■ 解 説

(ア) 加工食品を設備を設けて飲食させる場合（外食）

- 加工食品であっても、レストラン、食堂、喫茶店等の外食事業者により設備を設けて食品の提供が行われる場合、原料原産地表示制度の対象外になります。

☞ Q&A 総則-4

(イ) 容器包装に入れずに販売する場合

- 加工食品であっても、「容器包装に入れずに販売する」場合は、原料原産地表示制度の対象外です。

「容器包装に入れて販売」する例	「容器包装に入れずに販売」する例
<ul style="list-style-type: none"> 加工食品を容器包装しているもので、そのままの状態ですべてに引き渡せるもの トレイに載せた加工食品をラップ等で包装したもの 小分け包装している製品をダース単位でまとめた加工食品包装[※] <p>※小分けした個々の包装に基準に定められた表示がされており、ダース単位でまとめた包装をとおして見れば、新たに表示し直すことは不要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 串に刺してある焼き鳥をそのまま販売 トレイに載せた加工食品でラップ等で包装しないもの 消費者に渡す際に紙、ビニール等で包装した加工食品 客の注文に応じて弁当、そうざいをその場で容器に詰めて販売する加工食品

(ウ) 原材料に占める重量割合上位 1 位の原材料の原産地の表示（伝達）が他法令によって義務付けられている場合

i) 「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和 28 年法律 7 号）

- 加工食品であっても、国内製造ワインについては、原料原産地表示の対象外です。国内製造ワインは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和 28 年法律 7 号）の「果実酒等の製法品質表示基準」（平成 27 年 10 月 30 日国税庁告示 18 号）に従った表示を行います。
- 日本ワイン・国内製造ワイン・輸入ワインの区分は以下のとおりです。
 - 日本ワイン : 国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒。
 - 国内製造ワイン : 日本ワインを含む、日本国内で製造された果実酒及び甘味果実酒。
 - 輸入ワイン : 海外から輸入された果実酒及び甘味果実酒。

ii) 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成 21 年法律 26 号）（米トレーサビリティ法）

- 加工食品のうち、米トレーサビリティ法の対象品目であり、重量割合上位 1 位の原材料の産地を同法に基づき表示（伝達）している場合は、食品表示基準の新しい原料原産地表示の対象外です。ただし、重量割合上位 2 位以下の原材料が米トレーサビリティ法に基づき表示（伝達）されている場合は、重量割合上位 1 位の原材料に原料原産地表示が必要です。米トレーサビリティ法の対象品目は、当該制度に従った容器包装への原料米の産地の表示（伝達）が必要です。

【米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の対象品目】

- ・ 米穀（玄米、精米、雑穀ブレンド米等）
- ・ 米粉、米こうじ、米菓生地等の原材料
- ・ 米飯類
- ・ もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

（工）食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合

- ・ 加工食品のうち、以下に掲げた「食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合（製造者と販売者が同一で、同一の施設内、敷地内で製造販売すること）」にあたる場合は、原料原産地表示の対象外です。☞ Q&A 加工-195

【食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合の例】

- ・ 洋菓子店、和菓子店等の「菓子小売業（製造小売）」や、パン店等の「パン小売業（製造小売）」等がその場で行う食品の製造販売 ☞ Q&A 加工-196
- ・ スーパーマーケットの店内でそうざいや刺身盛り合わせ等を製造し、当該店内で直接販売する場合 ☞ Q&A 加工-196

※国内で「製造」又は「加工」された加工食品が、「食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合」に該当するのを確認する必要があります。

詳しくは Q&A 総則-14~18 や Q&A 全般-7、Q&A 加工-194~197 を参照ください。

（オ）不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合

- ・ 加工食品であっても、譲渡用のサンプルなど、不特定または多数の者に対し譲渡（販売は除く）する場合は、原料原産地表示の対象外です。（基準5条）

（カ）容器包装の表示可能面積がおおむね 30 cm²以下の場合

- ・ 加工食品であっても、「容器包装の表示可能面積がおおむね 30 cm²以下の場合」は、原料原産地表示を省略することができます。（基準 3 条 3 項）

☞ Q&A 加工-264、271 参照

解説
3

Q3

基準の別表 15 の 2～6 に掲げる加工食品（農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶし（かつおのふしを原材料とするものに限る。以下同じ）、おにぎり）ですか？

■ 実施すべき事項

基準の別表 15 の 2～6 に掲げる加工食品（農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶし、おにぎり）にあたる場合は、**基準 3 条 2 項の表の原料原産地表示欄の 2～6 に従った表示を行ってください。**

基準の別表 15 の 2～6 に掲げる加工食品（農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶし、おにぎり）にあたらな場合は、**Q4 に進んでください。**

■ 解 説

- 農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶしについては、これまでどおりの原料原産地表示が求められます。
- 新しい原料原産地表示制度のもとで、「おにぎり」が上記品目に追加され、おにぎりで使用される「のり」の原その産地について表示する必要があります。ただし、以下の場合は除かれます。
 - おにぎりと他の食材を組み合わせたもの（唐揚げ、たくあんなどの「おかず」と一緒に容器包装に入れた場合）
 - 酢飯と具材を組み合わせた料理をのりで巻いたもの（巻き寿司、軍艦巻き、手巻き寿司等、いわゆるお寿司に該当する場合）

👉 Q&A 原原-61

- おにぎりの重量割合上位 1 位となるごはん等については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく表示が必要です。
- 「かつお削りぶし」については、従前から「かつおのふし」の産地を原料原産地として表示しており、平成 29 年 9 月の改正に伴い、「〇〇製造」という用語への変更が行われました。👉 Q&A 原原-59

すなわち、「かつおのふし」を国内で製造した場合は「国内製造」（国内製造に代えて、都道府県名等（例えば高知県製造）、の表示もできる）、外国で製造した場合は「〇〇製造」（〇〇は外国名）の表示が必要です。

（基準 3 条 2 項の表の原料原産地名欄の5）

解説 4

Q4

基準の別表 15 の 1 に掲げる加工食品（22 食品群）ですか？

■ 実施すべき事項

基準の別表 15 の 1 に掲げる加工食品（22 食品群）にあたる場合は、**Q5 に進んでください。**

基準の別表 15 の 1 に掲げる加工食品（22 食品群）にあたらなない場合は、新しい原料原産地表示制度のもとで表示義務が課せられた加工食品です。
Q6 に進んでください。

■ 解 説

- 基準の別表 15 の 1 に掲げる加工食品（22 食品群）の考え方に変更はありません。（72 頁参照）



解説 5

Q5

原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い（重量割合上位 1 位）生鮮食品（生鮮原材料）の重量割合が 50%以上ありますか？

■実施すべき事項

22 食品群であり、かつ、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い（重量割合上位 1 位）生鮮食品（生鮮原材料）の重量割合が 50%以上の場合、**従前のとおり、表示をしてください。**（基準 3 条 2 項の表の原料原産地名欄の1の一、二のハ、三、四及び六）

22 食品群であり、かつ、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い（重量割合上位 1 位）生鮮食品（生鮮原材料）の重量割合が 50%未満の場合、**Q6 に進んでください。**新しい原料原産地表示制度のもと、一般用加工食品と同様の考え方で表示する必要があります。

■解 説

- 従前は、22 食品群であっても生鮮食品の重量割合が 50%未満の場合には、原料原産地表示が不要でした。しかしながら新しい原料原産地表示制度のもとでは、一般用加工食品と同様の考え方に基づく表示を行う必要があります。

👉 Q&A 原原-60



解説

6

Q6

原材料に占める重量割合上位 1 位の原材料は何ですか？

■実施すべき事項

重量割合上位 1 位の原材料の名称を 28 頁の記入欄に記載したうえで、**Q 7 に進んでください。**

■解 説

- 原材料に占める重量割合上位 1 位の原材料が、新しい原料原産地表示制度のもとで表示対象となる原材料です。そのため、重量割合上位 1 位の原材料を特定する必要があります。（重量割合上位 2 位以降の原材料についても、事業者が自主的に原料原産地表示を行うことができます。）

[重量割合上位 1 位の原材料の考え方の例]


- 飲料等、原材料に占める重量割合が最も高い原材料が水である場合は、水は原料原産地表示の対象に含めないことから、水以外の原材料（例：砂糖等）が対象となります。☞ Q&A 原原-5
- ベーキングパウダー等、添加物のみで構成されている食品については、原料原産地表示を行う必要はありません。☞ Q&A 原原-6
- 重量割合上位 1 位の原材料が 2 つ以上ある場合、重量割合上位 1 位となる全ての原材料に原料原産地表示を行う必要があります。☞ Q&A 原原-15

例：原材料 A が 40%、原材料 B が 40%、原材料 C が 15%、原材料 D が 5% の場合、原材料 A と原材料 B は同率で重量割合上位 1 位となることから、原材料 A と原材料 B が対象となります

- 同種の原材料を消費者に分かりやすくする等の事由により、「野菜（○○、△△）」等、まとめ書きをしている場合（基準 3 条 2 項の表の原材料名欄の 2 の一）、原材料単位でみて重量割合上位 1 位の原材料に、原料原産地表示を行う必要があります。そのため、まとめ書きしていることによって、原材料名欄の一番先頭に「野菜（○○、△△）」と表示されていても、使用した原材料単位で比較すると、原材料名欄で 2 番目以降に表示されている原材料が最も重量割合が高い場合は、表示順にかかわらず、その重量割合上位 1 位の原材料が原料原産地表示の対象になります。☞ Q&A 原原-9

例：野菜 50g（キャベツ 30g、玉ねぎ 15g、ニラ 5g）と 豚肉 40g を使用したギョウザの場合、野菜としてまとめ書きをすると、野菜が重量割合上位 1 位となりますが、原材料単位で考えた場合には、豚肉 40g、キャベツ 30g、玉ねぎ 15g、ニラ 5g の順となることから野菜とまとめ書きをしたとしても、重量割合上位 1 位の豚肉が表示の対象となります。

原材料名：野菜（キャベツ、玉ねぎ、ニラ）、**豚肉（A国産）**、小麦粉、…
↑ 義務

- 複数の加工食品 A、B が個別に包装されるなど、分けられ、それを組み合わせて 1 つの製品となる食品であって、その構成要素となる加工食品 A、B に分けして原材料表示をしている場合、構成要素となる加工食品 A、B それぞれの重量割合上位 1 位の原材料のうち、製品全体で考えた場合に、重量割合が最も高い原材料に原料原産地表示を行う必要があります。なお、同じ原材料が A、B それぞれに使用されているなど、製品全体で考えると同じ原材料が複数回表示される場合には、合算は行わないこととします。  Q&A 原原-11

このような製品として、以下が考えられます。

- 調理などにより A、B を合わせた形で食するもの
(例：麺にスープが添付されているもの)

各構成要素となる加工食品 A、B それぞれの重量割合上位 1 位の原材料のうち、製品全体で考えて重量割合が最も高い原材料に原料原産地表示を行います。以下の例の場合、小麦粉が重量割合上位 1 位の原材料となります。

例：加工食品 A：うどん（小麦粉 100g、食塩 3g、…）
加工食品 B：スープ（食塩 5g、粉末うすくちしょうゆ 4g、…）

- それぞれが独立しており、別々に食するもの
(例：チョコレートとクッキーの組合せ)

以下の例の場合、チョコレートとクッキーを合算すると砂糖が重量割合上位 1 位となりますが、合算は行ないません。したがって、当該加工食品において原料原産地表示の対象となる原材料は「カカオマス」となります。

なお、構成要素ごとに原材料表示を行っているような製品については、各構成要素の重量割合上位 1 位の原材料の全てに産地を表示することが望ましいです。

例：加工食品 A：チョコレート（カカオマス 40g、砂糖 25g、…）
加工食品 B：クッキー（小麦粉 35g、砂糖 25g、…）

ただし、お中元用の詰め合わせ食品など、個別食品ごとに販売することが可能な食品を詰め合わせている場合は、構成要素である個別食品ごとについて表示する必要があります。個別食品ごとに重量割合上位 1 位の原材料について原料原産地表示が必要です。



■実施にあたっての留意点

- ✓ 重量割合上位 1 位の原材料の特定にあたっては、計量カップ等で量った体積（cc や cm^3 ）ではなく、質量計等による重量（g や kg）で最も多く使用した割合の高い原材料が対象となることに留意が必要です。
- ✓ 試作等により原材料の重量順を決定した際に、重量で最も多く使用した原材料が対象となります。
- ✓ 「製品仕様書」や「製品レシピ」等の文書に、使用した原材料の重量や重量割合が記載されていることが一般的なので、重量割合上位 1 位の原材料を特定する際に参照してください。
- ✓ 製造時に配合した量と、最終製品中に含まれる量が明らかに異なる場合や、濃縮原料や乾燥原料を使用するため、使用した原材料の重量を単純に比較することが適当でない場合には、消費者に誤認を与えることのないよう、表示順の決定に際し留意する必要があります。

👉 Q&A 加工-57



解説 7

Q7

その対象原材料は生鮮食品（生鮮原材料）ですか？
それとも加工食品（加工原材料）ですか？

■実施すべき事項

重量割合上位 1 位の原材料が生鮮食品（生鮮原材料）か加工食品（加工原材料）かを確認したうえで、**Q 8に進んでください。**

■解 説

- 重量割合上位 1 位の原材料が生鮮食品（生鮮原材料）と加工食品（加工原材料）とでは、原料原産地表示における産地の表示方法が異なることから、その原材料が生鮮食品か加工食品かを見極める必要があります。
- 生鮮食品（生鮮原材料）は、産地を記載することになりますが、加工食品（加工原材料）は、製造地表示を行うことになります。22 頁を参照ください。



解説

8

Q8

表示をしようとする時点（製造日）を含む今後の1年間に使用される産地について、国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがありますか？

■実施すべき事項

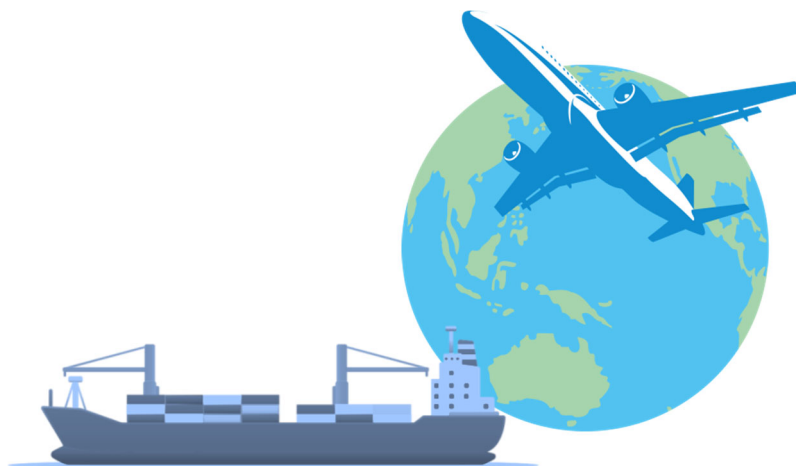
「国別の重量順位の変動や産地切替えの見込みがある」場合は、**Q9に進んでください。**

「国別の重量順位の変動や産地切替えの見込みがない」場合は、**Q12に進んでください。**

- ・産地が1か国の場合
→**そのまま1か国を表示します。**
- ・産地が2か国以上ある場合
→**国別に重量の割合の高い産地から順に国名を表示（国別重量順表示）します。**

■解説

- 表示対象となる原材料について、国別重量順表示を行うことができるか判断するために、表示をしようとする時点（製造日）を含む今後の1年間で国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがあるかを確認します。
- 使用する原材料の産地が、1か国の場合や、産地の配合割合が一定しており、産地の重量順位の変動がないような場合には、国別重量順表示となります。9頁を参照ください。



解説 9

Q9

産地の切替え等の度に、表示の切替え（包材の切替えやラベルシール対応）が可能ですか？

■実施すべき事項

原料原産地について、国別の重量順位の変動や産地の切替えの度に、製品に使用した産地の使用順位に合致した表示（国別重量順表示）による包材に切替えたり、合致した表示のラベルシールを製品に貼り付けて表示することが可能な場合は、**Q12に進んでください。**

産地の切替え等の度に、表示の切替え（包材の切替えやラベルシール対応）が困難な場合は、**Q10に進んでください。**

■解説

- 原料原産地について、国別の重量順位の変動や産地の切替えがあるものの、産地の切替え等の都度、産地の国別重量順に合わせた包材に切替えたり、ラベルシールで表示の切替えが可能な場合は、使用した産地の国別重量順に合わせた表示を行います。

【例】

アメリカ産とカナダ産の豚肉を使用しており、通常はアメリカ産 70g + カナダ産 30g であるが、季節や調達の関係でカナダ産 70g + アメリカ産 30g になる場合、以下の2種類の包材（ラベルシール）を用意し、使用順位に応じて使い分ける。

- 包材（ラベルシール）A：豚肉（アメリカ産、カナダ産）
- 包材（ラベルシール）B：豚肉（カナダ産、アメリカ産）

■実施にあたっての留意点

- ✓ 包材は、包材メーカーへの発注から納品されるまでのリードタイムを事前に把握しておく必要があります。
- ✓ 生産指示書等に基づく原材料の配合と、それに合致する国別重量順表示の包材を使用するため、原材料の産地を意識した製造や管理に留意が必要です。

解説 10

Q10

その原材料の産地別使用実績について次のいずれに該当しますか？

- ① 過去3年以内の産地別使用実績を把握した結果、過去実績からみて、今後の1年間に使用される予定の産地について、傾向が同じである
- ② 過去3年以内の産地別使用実績を把握した結果、過去実績と同様の傾向とならない
- ③ 新製品であるが、既存の製品と原材料の管理を共通化している製品がある
- ④ 新製品である（既存の製品と原材料の管理を共通化していない）

■ 実施すべき事項

①③の場合：

「産地別使用実績」を作成したうえで、**Q11に進んでください。**

②④の場合：

「産地別使用計画」を作成したうえで、**Q11に進んでください。**

■ 解説

- 新しい原料原産地表示制度の下では、国別重量順表示が原則となりますが、産地の切替えの度に、それに応じた包材に切替えたり、ラベルシールでの対応ができないなど、国別重量順表示を行うことが困難な場合に限り、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画の根拠書類の保管などを条件として「又は表示」や「大括り表示」が認められています。
（基準3条2項の表の原料原産地名欄の1の五）（10頁参照）
- 「又は表示」、「大括り表示」等を使用する際の過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画の作成方法は、工場の製品ごとのほか、以下のような考え方もできます。
 - － 包材の共通化を図って複数の工場で製造している場合は、共通で包材を使用している製品単位で計上
 - － 製品単位でみて原料の仕入れや処理工程が同じである場合や、原料タンクが同じである場合等で、複数の製品の原材料の管理を共通化している場合は、原材料の管理を共通化している製品単位で計上

👉 Q&A 原原-41

【例】

- ・ 同一製品について、複数の工場において、製造所固有記号を使用し、同一の包材を使用する製品
- ・ 内容量が「100g」、「50g」など内容量だけが異なる製品
（内容量の違いにより原材料を変えているものは除く。）
- ・ 「しょうゆ味」、「みそ味」など味付けだけが異なる製品
（味付け違いにより、味付け部分以外の原材料も変えているものは除く。）
- ・ 原材料が同じ製品（豚肉が1位のしゅうまいと豚肉が1位のぎょうざなど）であって、「豚肉」について製品ごとに区別せずに使用（先入れ先出しなど）して製造される製品
- ・ 同一製造ラインで製造されるレトルトカレーやシチュー、ハヤシライスソースの原材料として使用される「玉ねぎ」について、ストックタンクで一括して管理している場合


「産地別使用実績」を作成する場合の留意事項

[根拠として用いることができる「産地別使用実績」の考え方の例]

- ・ 16頁を参照ください。

[産地別使用実績に示す事項例]

- ・ 過去の一定期間における産地ごとの重量順位の変動又は産地の切替えがあることを示す資料及びこれらの内容を総括した資料
- ・ 同期間における産地ごとの使用割合の順を示す資料及びこれらの内容を総括した資料

など  Q&A 原原-38（17頁参照）

「産地別使用計画」を作成する場合の留意事項

[根拠として用いることができる「産地別使用計画」の考え方の例]

- ・ 16頁を参照ください。

[産地別使用計画に示す事項例]

- ・ 将来の一定期間における産地ごとの重量順位の変動又は産地の切替えがあることを示す資料及びこれらの内容を総括した資料
- ・ 同期間における産地ごとの使用割合の順を示す資料及びこれらの内容を総括した資料

など  Q&A 原原-38（17頁参照）

解説 11

Q11

今後の1年間に使用される予定の対象原材料の産地は、何か国ですか？

■実施すべき事項

産地別使用実績または産地別使用計画において示された原材料の産地を把握して、今後の予定を立てたうえで**Q12に進んでください。**

■解説

- 表示をしようとする時点（製造日）を含む今後の1年間で国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が困難な場合、「又は表示」、「大括り表示」、「大括り表示+又は表示」が認められています。
- いずれの表示を行うか検討するうえで、産地別使用実績または産地別使用計画において示された原材料の産地を把握する必要があります。
- 「又は表示」、「大括り表示」を検討するうえで、考えられるパターンとして、以下があります。

パターンA	2 か国（国産+外国 1 か国 又は 外国 2 か国）	51 頁参照
パターンB	3 か国（国産+外国 2 か国）	52 頁参照
パターンC	3 か国以上（外国 3 か国以上）	53 頁参照
パターンD	3 か国以上（国産+外国 3 か国以上） ※国産と外国産の合計の間で重量順位に変動なし	55 頁参照
パターンE	3 か国以上（国産+外国 3 か国以上） ※国産と外国産の合計の間で重量順位に変動あり	57 頁参照


今後の1年間に使用される予定の対象原材料をどのように表示すればよいですか？

■ 解 説

(1) 表示場所

一般用加工食品への原料原産地表示は、

- ・ 容器包装に原料原産地名欄を設け、原材料名に対応させて原料原産地を表示する方法
- ・ 原材料名欄に表示してある原材料名に対応させて括弧を付して原料原産地を表示する方法

があります。  Q&A 原原-3

(2) 表示方法に関する基本ルール

原料原産地表示を行う原材料が生鮮食品の場合、原材料が国産品であるものには「国産である旨」を、輸入品であるものには「原産国名」を表示します。
(基準3条2項の表の原料原産地名欄の1の一)

<原則>

『国名のみ』又は国名に「産」を付けて『○○産』と表示します。

【例】	国名のみ	: ロシア、中国、日本
	国名+「産」	: ロシア産、中国産、国産、日本産

<その他>

原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて以下のような表示ができます。

👉 Q&A 原原-17、20

① 農産物

都道府県名その他一般に知られている地名の表示ができます。

原料原産地表示では国産である旨の表示が原則なので、「国産」よりも狭く限定された地域であれば表示ができます。

例えば、以下のような場合が考えられます。

- ・ 郡名（例：秩父郡）
- ・ 島名（例：屋久島）
- ・ 一般に知られている旧国名（例：土佐、越後等）
- ・ 一般に知られている旧国名の別称（例：信州、甲州等）
- ・ その他一般に知られている地名（例：九州、関東、房総（地域名））

② 畜産物

主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名の表示ができます。

③ 水産物

水域名、水揚げ港名、水揚げ港又は主たる養殖地が属する都道府県名その他一般に知られている地名の表示ができます。

原材料が輸入品の水産物の場合の留意事項

- ・ 原産国名に水域名を併記することができます。しかしながら、例えばインド洋にあるフランス領ケルゲレン諸島で漁獲された魚（キンメダイ）について、原産国名が「フランス」となると、消費者からはフランス本国の近海で獲れたとの誤解を招く可能性があります。このため、国名だけでは分かりにくい場合、水域名を併記できることとしたもので、例えば「原材料名：キンメダイ（フランス（インド洋））」と表示することができます。

ただし、水域名のみ記載は、国産である旨を示すことになるため、認められません。

（3）表示例

- （1）表示場所及び（2）表示方法に関する基本ルールを踏まえて、原則となる国別重量順表示及び他の5種類のパターン（A～E）について、国内の食品製造会社が「鮭フレーク」を製造し、製品に原料原産地表示をする場合の事例を示します。
- 全表示例に共通している条件は以下のとおりです。
 - － 鮭フレークに使用した原材料名と重量割合順は「鮭、なたね油、食塩、…」です。
 - － よって、「鮭」が重量割合上位1位の生鮮原材料となります。
 - － 次頁以降では、製品への原料原産地を、原材料名欄に括弧書きで表示した場合の表示例を示します。

原材料名：鮭（ロシア産）、なたね油、食塩、…

- － 一括表示枠内に原料原産地名欄を設けた表示や一括表示枠内に表示することが困難な場合は、以下のように、記載箇所を明記したうえで、別の箇所に表示することもできます。

【代替表示例】

原材料名：鮭、なたね油、食塩、…
原料原産地名：ロシア産（鮭）

原材料名：鮭、なたね油、食塩、…
原料原産地名：枠外下部に記載

原料鮭の原産地名 ロシア産

- 表示対象となる原材料が加工原材料である場合は、「製造地表示」となりますが、表示方法の考え方が生鮮原材料と同じとなりますので下記①～⑥を参照ください。なお「製造地表示」の詳細については、22頁を参照ください。



① 国別重量順表示（原則）

対象原材料の産地について、改正前の表示方法と同様に、国別に重量割合の高いものから順に国名を表示します。

（ア）使用した原材料が1か国の場合

使用した原材料の原産国を「（2）表示方法に関する基本ルール」に従いそのまま表示してください。

【北海道で水揚げされた鮭を使用した表示例】

原材料名：鮭（国産）、なたね油、食塩、…

原材料名：鮭（日本）、なたね油、食塩、…

原材料名：鮭（北海道）、なたね油、食塩、…

【ロシアから輸入した鮭を使用した表示例】

原材料名：鮭（ロシア産）、なたね油、食塩、… (国名+産)

原材料名：鮭（ロシア）、なたね油、食塩、… (国名のみ)

（イ）複数国を使用した場合

- ・対象原材料の産地について、使用した国別に重量の割合の高いものから順に国名を表示します。
- ・産地が3か国以上ある場合は、3か国目以降を「その他」と表示することができます。

例：鮭を国産50%、ロシア産30%、チリ産15%、カナダ産5%を使用した場合

【原則に基づく表示例】

原材料名：鮭（国産、ロシア産、チリ産、カナダ産）、なたね油、食塩、… (国名+産)

原材料名：鮭（日本、ロシア、チリ、カナダ）、なたね油、食塩、… (国名のみ)

【「その他」を用いた表示例】

原材料名：鮭（国産、ロシア産、その他）、なたね油、食塩、… (国名+産)

原材料名：鮭（日本、ロシア、その他）、なたね油、食塩、… (国名のみ)

補足説明 チリとカナダが3か国目以降にあたり、「チリ」と「カナダ」を「その他」と表示することもできます。

②パターンA（「国産+外国1か国」又は「外国2か国」）

以下の「又は表示」のみでの表示方法になります。

「又は表示」 10頁参照

例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 60%、チリ産 40%を切替えながら使用した場合であって、今後の1年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又はチリ産）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 60%、国産 40%を切替えながら使用した場合であって、今後の1年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又は国産）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

【「5%未満」を用いた表示例】

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 96%、国産 4%を切替えながら使用した場合であって、今後の1年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又は国産（5%未満））、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順・割合によるものです。

補足説明 国産は4%なので、「国産」の後に括弧を付して、使用割合が5%未満である旨を表示します。また5%未満である旨を具体的な数値（4%）で表示することもできます。



③パターンB（国産+外国2か国）

以下の「又は表示」での表示方法になります。

「又は表示」 10頁参照

例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 60%、チリ産 30%、国産 10%を切替えながら使用した場合であって、今後の1年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又はチリ産又は国産）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

【「その他」を用いた表示例】

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 60%、チリ産 30%、国産 10%を切替えながら使用した場合であって、今後の1年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア又はチリ又はその他）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

補足説明 国産が3か国目以降にあたり、「国産」を「その他」と表示することもできます。

【「5%未満」を用いた表示例】

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 60%、チリ産 36%、国産 4%を切替えながら使用した場合であって、今後の1年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア又はチリ又は日本（5%未満））、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順・割合によるものです。

補足説明 国産は4%なので、「日本」の後に括弧を付して、使用割合が5%未満である旨を表示します。また5%未満である旨を具体的な数値（4%）で表示することもできます。

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 60%、チリ産 36%、国産 4%を切替えながら使用した場合であって、今後の1年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又はチリ産又はその他）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

補足説明 3か国目を「その他」と表示した場合に、「その他」に対して5%未満である旨の表示は不要です。

④パターンC（外国産3か国以上）

以下の「又は表示」又は「大括り表示」のどちらかの選択ができます。

「又は表示」 10頁参照

例：昨年の生産実績において鮭をロシア産60%、チリ産30%、カナダ産10%を切替えながら使用した場合であって、今後の1年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア又はチリ又はカナダ）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

【「その他」を用いた表示例】

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産60%、チリ産30%、カナダ産10%を切替えながら使用した場合であって、今後の1年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又はチリ産又はその他）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

補足説明 カナダ産が3か国目以降にあたり、「カナダ産」を「その他」と表示することもできます。

【「5%未満」を用いた表示例】

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産60%、チリ産36%、カナダ産4%を切替えながら使用した場合であって、今後の1年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又はチリ産又はカナダ産（5%未満））、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順・割合によるものです。

補足説明 カナダ産は4%なので、「カナダ産」の後に括弧を付して、使用割合が5%未満である旨を表示します。また5%未満である旨を具体的な数値（4%）で表示することもできます。

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産60%、チリ産36%、カナダ産4%を切替えながら使用した場合であって、今後の1年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア又はチリ又はその他）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

補足説明 3か国目のカナダ産を「その他」と表示した場合に、「その他」に対して5%未満である旨の表示は不要です。

「大括り表示」 12 頁参照

例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 60%、チリ産 30%、カナダ産 10%を切替えながら使用した場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（輸入）、なたね油、食塩、…

補足説明 ロシア、チリ、カナダを「輸入」と括って表示します。



⑤パターンD（国産+外国産 3 か国以上で、国産と外国産の合計の間で重量順位に変動なし）

以下の「又は表示」又は「大括り表示」のどちらかの選択ができます。

「又は表示」 10 頁参照

例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 45%、チリ産 25%、カナダ産 20%、国産 10% を切替えながら使用した場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又はチリ産又はカナダ産又は国産）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

【「その他」を用いた表示例】

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 45%、チリ産 25%、カナダ産 20%、国産 10% を切替えながら使用した場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア又はチリ又はその他）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

補足説明 カナダと日本が 3 か国目以降にあたり、それらを「その他」と表示することもできます。

【「5%未満」を用いた表示例】

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 55%、チリ産 25%、カナダ産 16%、国産 4% を切替えながら使用した場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又はチリ産又はカナダ産又は国産（5%未満））、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順・割合によるものです。

補足説明 国産は 4%なので、「国産」の後に括弧を付して、使用割合が 5%未満である旨を表示します。また 5%未満である旨を具体的な数値（4%）で表示することもできます。

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 55%、チリ産 42%、カナダ産 2%、国産 1% を切替えながら使用した場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又はチリ産又はその他）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

補足説明 3 か国目以降を「その他」と表示した場合に、「その他」に対して 5%未満である旨の表示は不要です。

「大括り表示」 12 頁参照

例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 55%、チリ産 25%、カナダ産 16%、国産 4%を切替えながら使用しており、かつ、その製品に実際に含まれる産地について、常に国産より外国産の方が重量割合が高い場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（輸入、国産）、なたね油、食塩、…

補足説明 産地の重量順は、常に、輸入>国産となるため、輸入と国産を「、」でつないだ表示になります。

■例：昨年の生産実績において鮭を国産 45%、ロシア産 35%、チリ産 16%、カナダ産 4%を切替えながら使用しており、かつ、その製品に実際に含まれる産地について、常に国産より外国産の方が重量割合が高い場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（輸入、国産）、なたね油、食塩、…

補足説明 産地の重量順は、常に、輸入>国産となるため、輸入と国産を「、」でつないだ表示になります。

■例：昨年の生産実績において鮭を国産 55%、ロシア産 25%、チリ産 16%、カナダ産 4%を切替えながら使用しており、かつ、その製品に実際に含まれる産地について、常に外国産より国産の方が重量割合が高い場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（国産、輸入）、なたね油、食塩、…

補足説明 産地の重量順は、常に、国産>輸入となるため、国産と輸入を「、」でつないだ表示になります。



⑥パターンE（国産+外国産 3 か国以上で、国産と外国産の合計の間で重量順位に変動あり）

以下の「又は表示」又は「大括り表示+又は表示」のどちらかの選択ができます。

「又は表示」 10 頁参照

例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 45%、チリ産 25%、カナダ産 20%、国産 10%を切替えながら使用した場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア又はチリ又はカナダ又は日本）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

【「その他」を用いた表示例】

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 45%、チリ産 25%、カナダ産 20%、国産 10%を切替えながら使用した場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又はチリ産又はその他）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

補足説明 カナダ産と国産が 3 か国目以降にあたり、それらを「その他」と表示することもできます。

【「5%未満」を用いた表示例】

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 55%、チリ産 25%、カナダ産 16%、国産 4%を切替えながら使用した場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又はチリ産又はカナダ産又は国産（5%未満））、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順・割合によるものです。

補足説明 国産は 4%なので、「国産」の後に括弧を付して、使用割合が 5%未満である旨を表示します。また 5%未満である旨を具体的な数値（4%）で表示することもできます。

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 55%、チリ産 42%、カナダ産 2%、国産 1%を切替えながら使用した場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又はチリ産又はその他）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

補足説明 3 か国目以降を「その他」と表示した場合に、「その他」に対して 5%未満である旨の表示は不要です。

「大括り表示+又は表示」 13 頁参照

例：昨年の生産実績において鮭を国産 45%、ロシア産 35%、チリ産 16%、カナダ産 4%を切替えながら使用した場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（輸入又は国産）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

補足説明 ロシア産 35%+チリ産 16%+カナダ産 4%=55%が輸入。一方、国産は 45%であるから、一定期間を平均すると、輸入>国産となるが、重量順の変更があるため「又は表示」になります。

■例：昨年の生産実績において鮭を国産 55%、ロシア産 25%、チリ産 16%、カナダ産 4%を切替えながら使用した場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（国産又は輸入）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

補足説明 ロシア産 25%+チリ産 16%+カナダ産 4%=45%が輸入、一方、国産は 55%であるから、一定期間を平均すると、国産>輸入となるが、重量順の変更があるため「又は表示」になります。

【「5%未満」を用いた表示例】

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 55%、チリ産 25%、カナダ産 16%、国産 4%を切替えながら使用した場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

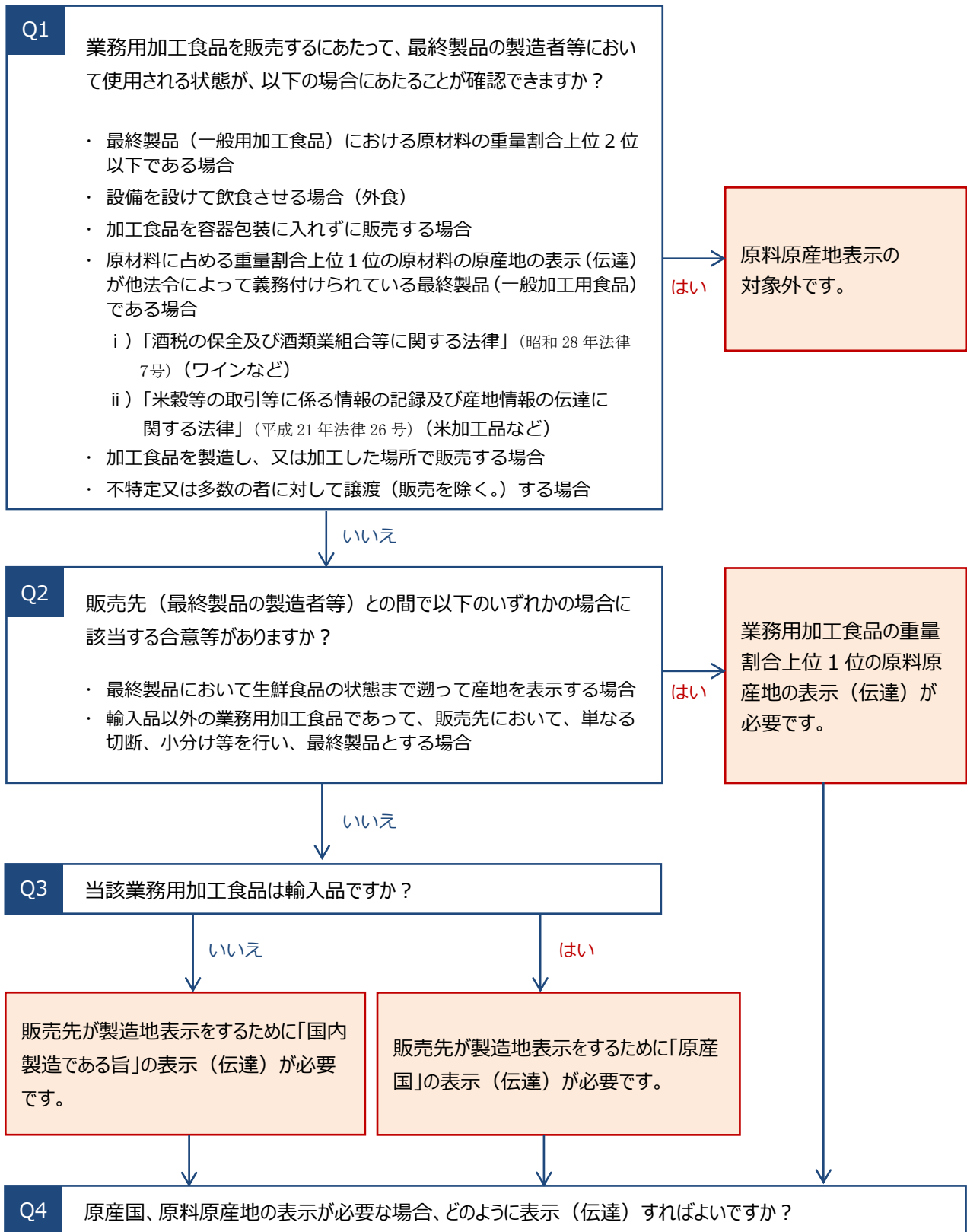
原材料名：鮭（輸入又は国産（5%未満））、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順・割合によるものです。

補足説明 国産は 4%なので、「国産」の後に括弧を付して、使用割合が 5%未満である旨を表示します。また 5%未満である旨を具体的な数値（4%）で表示することもできます。



2. 表示方法判断フローチャート【業務用加工食品】



※他法令によって表示が義務付けられている場合は、他法令に基づき表示が必要です。

※基準の別表 15 の 2 から 6（個別 5 品目）になるものについては、個別の規定に従った表示をするために必要な産地の表示（伝達）が必要です。

解説 1

Q1

業務用加工食品を販売するにあたって、最終製品の製造者等において使用される状態が、以下の場合にあたることが確認できますか？

- ・ 最終製品（一般用加工食品）における原材料の重量割合上位 2 位以下である場合
- ・ 設備を設けて飲食させる場合（外食）
- ・ 加工食品を容器包装に入れずに販売する場合
- ・ 原材料に占める重量割合上位 1 位の原材料の原産地の表示（伝達）が他法令によって義務付けられている最終製品（一般加工用食品）である場合
 - i) 「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和 28 年法律 7 号）
 - ii) 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成 21 年法律 26 号）（米トレーサビリティ法）
- ・ 加工食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合
- ・ 不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合

■ 実施すべき事項

いずれかにあたる場合には、原料原産地表示の**対象外**です。

いずれにも該当しない場合には、**Q2 に進んでください**。

■ 解 説

- ・ 消費者に販売される最終製品において、原料原産地を適正に表示するために、加工原材料等の業務用加工食品の産地情報を、最終製品の製造事業者適切に伝達する必要があります。したがって、最終製品において原料原産地表示義務の対象となる原材料、すなわち最終製品中、重量割合上位 1 位となる原材料については、当該業務用加工食品の原産国又は原料原産地の表示（伝達）が求められます。
- ・ 業務用加工食品が、最終製品において産地表示義務の対象となる原材料にならない場合には、業務用加工食品を取り扱う事業者は原料原産地の表示（伝達）は必要ありません。

■ 実施にあたっての留意点

- ✓ 当該業務用加工食品が小売事業者で販売され、そのまま消費者が購入する可能性があるものについては、業務用加工食品とはみなされず、一般用加工食品と同様の表示が必要です。28 頁で示した一般用加工食品の表示方法判断フローチャートに則り対応してください。

解説 2

Q2

販売先（最終製品の製造業者等）との間で以下のいずれかの場合に該当する合意等がありますか？

- ・ 最終製品において生鮮食品の状態までさかのぼって産地を表示する場合
- ・ 輸入品以外の業務用加工食品であって、販売先において、単なる切断、小分け等を行い、最終製品とする場合

■実施すべき事項

販売先（最終製品の製造業者等）との間でいずれかに該当する合意等（原料原産地情報の伝達が取引の条件となっている場合、小分けして販売することを前提とした業務用加工食品である場合等）がある場合は、業務用加工食品の重量割合上位 1 位の原料原産地又は生鮮食品の状態までさかのぼった産地情報の表示（伝達）が必要です。**Q 4 に進んでください。**

いずれにも該当しない場合は、**Q3 に進んでください。**

■解 説

- ・ 販売先（最終製品の製造業者等）との合意等の内容によって、業務用加工食品の重量割合上位 1 位の原料原産地又は生鮮食品の状態までさかのぼった産地情報の表示（伝達）の必要性が変わります。



当該業務用加工食品は輸入品ですか？

■実施すべき事項

業務用加工食品が輸入品である場合、販売先が製造地表示をするために「原産国」の表示（伝達）が必要です。

輸入品ではない場合、販売先が製造地表示をするために「国内製造である旨」の表示（伝達）が必要です。

どちらの場合もQ4に進んでください。

■解説

- 「輸入品」の定義は31頁を参照ください。
- なお、最終製品が「輸入品として販売される業務用加工食品」は、従前より原産国名の表示が義務付けられており、今回の新しい原料原産地表示制度の下でも同様の対応が求められます。



原産国、原料原産地の表示が必要な場合、どのように表示（伝達）すればよいですか？

■ 解 説

【表示（伝達）方法】

- 業者間取引では、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等への表示もできます。なお、規格書等へ表示する場合には、容器包装、送り状又は納品書等において、発送、納品された製品が、どの規格書等に基づいているのかを参照できるようにすることが必要です。

☞ Q&A 原原-55

【表示内容】

- 輸入品の場合は「原産国：A国」等と表示します。国内において「製品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が行われた業務用加工食品の場合は「原産国名：国産」、「国内製造」、「日本製」等一般用加工食品の製造者等が誤認しない表示（情報伝達）を行う必要があります。

☞ Q&A 原原-53

- また、事業者間で「国内製造である旨」を誤認しない場合に限り、一般用加工食品と同様の表示をすることや、「製造所」の事項名を表示したうえで、製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示することをもって「国内製造である旨」が表示（情報伝達）されているとみなします。

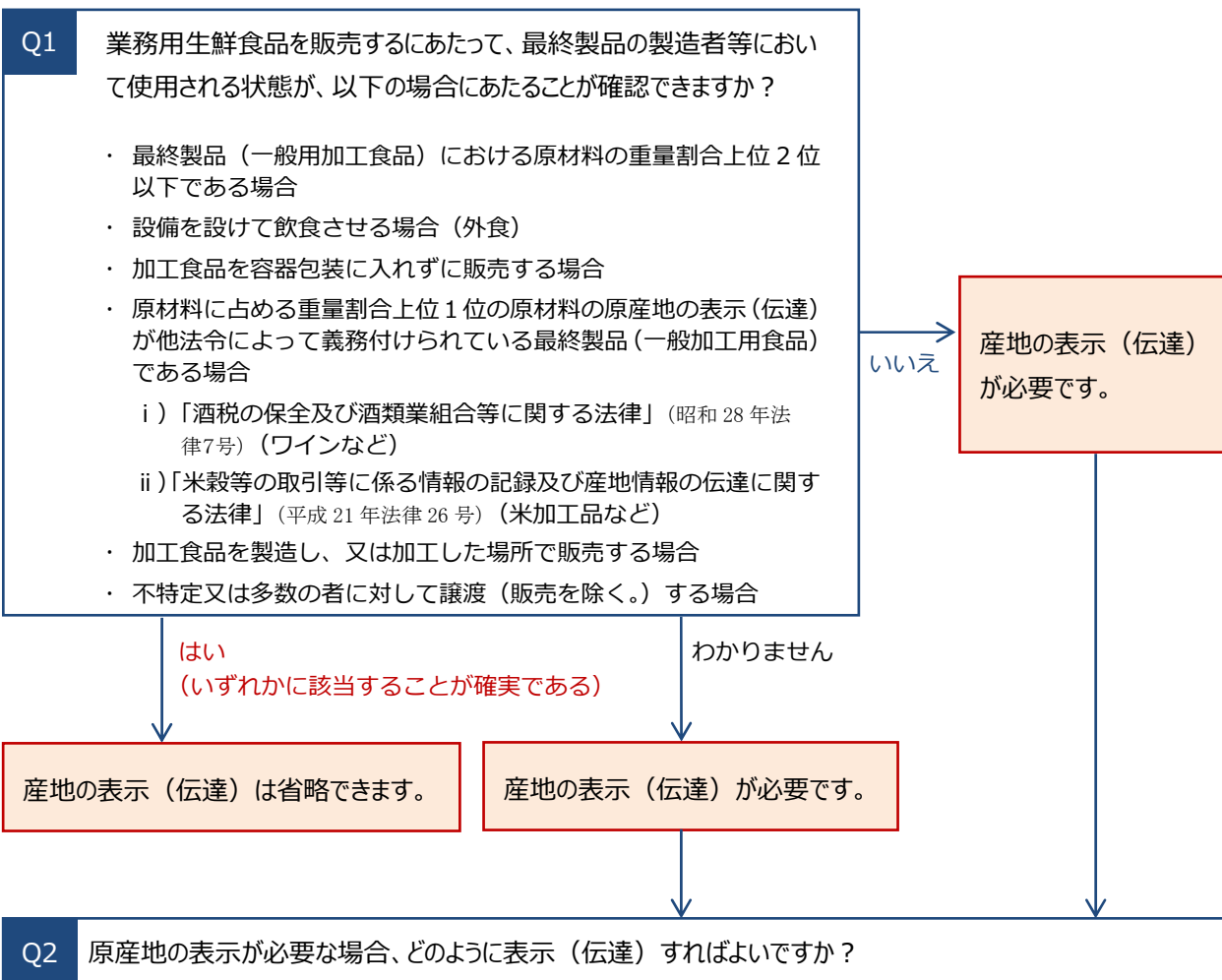
☞ Q&A 原原-53

- 最終製品が輸入品として販売される業務用加工食品は、従前より原産国名の表示が義務付けられており、今回の新しい原料原産地表示制度の下でも同様の対応が求められます。

- 食品関連事業者間の合意に基づき、生鮮食品までさかのぼった原料原産地表示をしている場合は、製造地表示をするために必要な原産国表示（伝達）は不要です。

☞ Q&A 原原-52

3. 表示方法判断フローチャート [業務用生鮮食品]



※他法令によって表示が義務付けられている場合は、他法令に基づき表示が必要です。

※基準の別表 15 の 2 から 6（個別 5 品目）になるものについては、個別の規定に従った表示をするために必要な産地の表示（伝達）が必要です。

解説 1

Q1

業務用生鮮食品を販売するにあたって、最終製品の製造者等において使用される状態が、以下の場合にわたることが確認できますか？

- ・ 最終製品（一般用加工食品）における原材料の重量割合上位 2 位以下である場合
- ・ 設備を設けて飲食させる場合（外食）
- ・ 加工食品を容器包装に入れずに販売する場合
- ・ 原材料に占める重量割合上位 1 位の原材料の原産地の表示（伝達）が他法令によって義務付けられている最終製品（一般加工用食品）である場合
 - i) 「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和 28 年法律 7 号）
 - ii) 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成 21 年法律 26 号）（米トレーサビリティ法）
- ・ 加工食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合
- ・ 不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合

■実施すべき事項

いずれかに該当し、当該業務用生鮮食品が、原料原産地表示義務のない原材料となることが確実である場合は、産地の表示（伝達）は省略できます。

いずれかにあたらない場合は、産地を表示（伝達）する必要があります。

Q 2に進んでください。

該当するか分からない場合は、産地を表示（伝達）する必要があります。

Q 2に進んでください。

■解 説

- ・ 最終製品の原料原産地表示の正確性を確保するため、最終製品において、原料原産地表示義務の対象原材料（重量割合上位 1 位等）となる業務用生鮮食品については、産地の表示の義務があります。
最終製品において、原料原産地名の表示義務がない原材料となることが確実な業務用生鮮食品については、上記の表示は省略できます。
- ・ 最終製品に原料原産地表示が必要かどうか分からない場合は、上記の表示は省略できません。

解説 2

Q2

原産地の表示が必要な場合、どのように表示（伝達）すればよいですか？

■ 解 説

【表示（伝達）方法】

- 業者間取引では、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等への表示もできます。なお、規格書等へ表示する場合には、容器包装、送り状又は納品書等において、発送、納品された製品が、どの規格書等に基づいているのかを参照できるようにすることが必要です。

☞ Q&A 原原-58

【表示内容】

- 加工食品の原料原産地名の表示の根拠となるものですから、業務用生鮮食品の産地の表示方法は、加工食品の原料原産地名の表示方法と同様に、国産品であるものには「国産である旨」を、輸入品にあつては「原産国名」となります。

☞ Q&A 原原-57



第3章

Q & A

1. 表示対象
2. 表示方法
3. 使用実績等
4. 加工原材料の製造地表示
5. 業務用
6. その他

1. 表示対象

Q：自社の加工工場で下味をつけたものや、冷凍食品を業者から仕入れて、店舗で揚げてそうざいや弁当に使用している場合の表示はどのようにすればいいのでしょうか？

A：店内で揚げている商品については、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合にあたりますので、原料原産地表示の対象外となります。

Q：おにぎりの「のり」について、2個入りも対象でしょうか？

A：対象となります。
ただし、たくあん等を添えた場合は「おにぎり弁当」となるので対象外となります。

Q：ミックスゼリーを製造しています。
原材料名の最初に果肉（白桃、みかん、黄桃、パイナップル）と表示している場合の原料原産地の表示は、重量の一番多い「白桃」のみでよいのでしょうか？
それとも全部表示しなければならないのでしょうか？

A：果肉をまとめて表示しているのであれば、果肉の中の白桃と、果肉以外で次に多い原材料を比較して、一番多い原材料に原料原産地を表示する必要があります。
括り表示を全てバラバラにしてみても、一番多い原材料に原料原産地を表示することになります。

Q：重量割合上位2位以下の原材料についても原料原産地表示を行うことは認められますか？

A：認められます。重量割合上位2位以下の原材料について原料原産地表示を行う際には、義務表示と同様の表示方法で行うこととなります。また、おにぎりののりについては、重量割合順にかかわらず、原料原産地表示をする必要があります。

2. 表示方法

Q：産地の記載方法は、「アメリカ」と「アメリカ産」のいずれでも可能でしょうか？

A：可能です。

Q：キャンデーを製造しています。

砂糖と水飴が同量となる場合がありますが、この場合は両方の産地を表示する必要がありますのでしょうか？

A：砂糖と水飴が同量で重量割合上位1位となる場合、両方を表示することになります。

Q：弁当を製造しています。

ごはんが1位となるため、「米（国産）」と表示していますが、今後もこの表示で問題ないでしょうか？

A：弁当について、ごはんが一番多い場合は、ごはんは米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律により産地情報の伝達が義務付けられているので現行どおりで問題ありません。

Q：「又は表示」について、「A又はB」と表示した場合、実際に使用する原材料の産地として、Aのみ、Bのみの場合があっても問題ないことになっていますが、「A又はB又はC」と表示した場合も、同様に実際に使用する原材料の産地として、Aのみ、Bのみ、Cのみの場合があっても問題ないでしょうか？

A：問題ありません。

「A又はB又はC」と表示した場合、「Aのみ」「Bのみ」「Cのみ」「A又はB」「B又はC」「A又はC」「A又はB又はC」の7パターンの意味を示すため、実際に使用する原材料の産地がこの範囲であれば、表示の切り替えは必要ありません。

3. 使用実績等

Q：産地別使用実績順は、仕入実績順でいいですか？それとも使用実績順でしょうか？

A：使用実績順で記載ください。

Q：新商品を出す場合、「類似商品の過去の使用実績」を「当該新商品の過去の使用実績」として扱うことは可能でしょうか？

A：類似商品と共通の原料を、同一に管理しているものであれば可能です。

ただし、原料の管理が共通化していると判断できない場合は、新たな計画に基づいて表示することが必要です。

Q：使用実績とその根拠資料について、どのようなものを準備すればよいでしょうか？

A：マニュアル 18 頁に示された使用実績の根拠として準備すべき資料例として示した(1)～(4)のすべての資料を事業者は用意しておく必要があります。産地別使用実績を把握するために、当該製品の製造記録を整理したものが(1)で示した資料であり、これを作成する上でもとになる資料として(2)～(4)が位置付けられます。実際には、マニュアルで示されたようなきれいな形で整理された資料が存在しない場合は、必要となる情報が何らかの形で記録されている資料の整理及び保管が求められます。

Q：「又は表示」を行う場合、使用実績があるにもかかわらず、使用計画を作成し、それを根拠資料にすることは認められますか？

A：使用実績と使用計画のいずれを根拠資料にしても、制度上は認められていますが、消費者に対するしかるべき情報提供という観点からは、産地に変更がないのであれば、使用実績を根拠資料にすることが望ましいです。

Q：使用実績（使用計画）に基づいた表示を行っていたが、自然災害や伝染病などの事情で、使用実績（使用計画）と実際の使用した産地とが異なった場合は、違反となりますか？

A：自然災害や伝染病などにより、食品製造や原料調達に重大な影響が発生した場合、表示の監視を行う行政部局において、衛生事項を除き、運用上の取締りの対象としないこととする対応が行われることがあります。その場合であっても、表示した原料原産地と実際に使用した原材料の産地が異なる場合は、販売場所での POP やホームページでの告知等で、消費者への情報提供に努めることが望まれます。

4. 加工原材料の製造地表示

Q：加工原材料である対象原材料の生鮮原材料の産地が判明している場合で、原料原産地欄を設け表示する方法の他に、以下の通り原材料名欄に表示する方法は可能でしょうか？

原材料名：りんご果汁（りんご（国産））

A：可能です。

Q：しょうゆを製造しています。

自社製造のしょうゆに脱脂加工大豆を使用しています。

大豆の原産国はアメリカ、中国等ですが、脱脂工程が海外でされるものと国内でされるものがあります。

国内で脱脂加工されたものは「脱脂加工大豆（国内製造）」の表示で問題ないでしょうか？

A：問題ありません。

なお脱脂工程が海外の場合は、脱脂加工大豆（A国製造）等と表示することになります。

Q：一般加工食品メーカーが、重量割合上位1位の加工原材料について、生鮮原材料までさかのぼって表示したいと考えている場合、一般加工食品メーカーが、業務用食品メーカーではなく、当該生鮮原材料の供給者に対して、直接生産地に関する情報を収集することは認められるでしょうか？

A：重量割合上位1位の加工原材料について、生鮮原材料までさかのぼって表示することは、事業者による任意の判断に委ねられています。このとき、当該表示を考えている事業者において、加工原材料の原料の産地が生鮮原材料の状態までさかのぼって判明していることが客観的に確認できることが求められますが、その手法については特に制限はありません。

5. 業務用

Q：輸出用に確実に使用される業務用加工食品にも表示する必要があるのでしょうか？

A：表示は不要です。

Q：業務用加工食品の場合、規格書に表示可能でしょうか？通常は成分に変更が無ければ初回のみ提出するものであり、その1回だけ記載したものを提出すればいいのでしょうか？

A：規格書等を受け取る相手側が、原産地に変更が無い限り連絡がないことを理解しているのであれば、その運用でも可能です。

Q：業務用加工食品の場合、製造所固有記号の表示（情報伝達）をもって、「国内製造である旨」が表示（情報伝達）されていることとみなされますか？

A：そのような場合は、認められません。

小分けのような加工行為を行っており、加工者として製造所固有記号を使用されていることもあるので、そのような誤認がないよう、「製造所」の事項名を表示したうえで、製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示することをもって、「国内製造である旨」が表示（情報伝達）されているものとみなされます。

6. その他

Q：「又は表示」する場合の注意書きにおいて、産地別使用実績の表示例や、賞味期限の例は和暦ではなく、西暦表示でも問題ないでしょうか？

A：西暦の表示でも問題ありません。

Q：令和2（2020）年4月から加工食品の新法表示と、令和4（2022）年4月の原料原産地表示の2度の包材等の切替えが必要になるのでしょうか？

A：令和2（2020）年4月までに原料原産地表示が間に合わなければ、2回切替えが必要です。

第4章

関連法令

1. 基準の別表 15 (3条、10条関係)
2. 基準の別表 1 (2条関係)
3. 基準の別表 2 (2条関係)

1. 基準の別表 15 (3条、10条関係) —22 食品群と個別 5 品目—

- 1 次に掲げるもののうち、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品 ((5) の緑茶及び緑茶飲料にあっては荒茶の原材料、(6)のもちにあっては米穀、(8)の黒糖及び黒糖加工品にあっては黒糖の原材料、(9)のこんにやくにあってはこんにやくいも (こんにやくの原材料であるこんにやく粉の原材料として用いられたこんにやくいもを含む。)、(18)のこんぶ巻にあってはこんぶに限る。) の当該割合が五十パーセント以上であるもの
 - (1) 乾燥きのご類、乾燥野菜及び乾燥果実 (フレーク状又は粉末状にしたものを除く。)
 - (2) 塩蔵したきのご類、塩蔵野菜及び塩蔵果実 (農産物漬物を除く。)
 - (3) ゆで、又は蒸したきのご類、野菜及び豆類並びにあん (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)
 - (4) 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのご類を異種混合したもの (切断せずに詰め合わせたものを除く。)
 - (5) 緑茶及び緑茶飲料
 - (6) もち
 - (7) いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
 - (8) 黒糖及び黒糖加工品
 - (9) こんにやく
 - (10) 調味した食肉 (加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)
 - (11) ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵 (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)
 - (12) 表面をあぶった食肉
 - (13) フライ種として衣をつけた食肉 (加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)
 - (14) 合挽肉その他異種混合した食肉 (肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。)
 - (15) 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類 (細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。)
 - (16) 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
 - (17) 調味した魚介類及び海藻類 (加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)
 - (18) こんぶ巻

- (19) ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- (20) 表面をあぶった魚介類
- (21) フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
- (22) 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）

- 2 農産物漬物
- 3 野菜冷凍食品
- 4 うなぎ加工品
- 5 かつお削りぶし
- 6 おにぎり（米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。）

2. 基準の別表1（2条関係）—加工食品—

- 1 麦類
精麦
- 2 粉類
米粉、小麦粉、雑穀粉、豆粉、いも粉、調製穀粉、その他の粉類
- 3 でん粉
小麦でん粉、とうもろこしでん粉、甘しよでん粉、ばれいしよでん粉、タピオカでん粉、サゴでん粉、その他のでん粉
- 4 野菜加工品
野菜缶・瓶詰、トマト加工品、きのこ類加工品、塩蔵野菜（漬物を除く。）、野菜漬物、野菜冷凍食品、乾燥野菜、野菜つくだ煮、その他の野菜加工品
- 5 果実加工品
果実缶・瓶詰、ジャム・マーマレード及び果実バター、果実漬物、乾燥果実、果実冷凍食品、その他の果実加工品
- 6 茶、コーヒー及びココアの調製品
茶、コーヒー製品、ココア製品
- 7 香辛料
ブラックペッパー、ホワイトペッパー、レッドペッパー、シナモン（桂皮）、クローブ（丁子）、ナツメグ（肉づく）、サフラン、ローレル（月桂葉）、パプリカ、オールスパイス（百味こしょう）、さんしょう、カレー粉、からし粉、わさび粉、しょうが、その他の香辛料
- 8 めん・パン類
めん類、パン類
- 9 穀類加工品
アルファー化穀類、米加工品、オートミール、パン粉、ふ、麦茶、その他の穀類加工品
- 10 菓子類
ビスケット類、焼き菓子、米菓、油菓子、和生菓子、洋生菓子、半生菓子、和干菓子、キャンデー類、チョコレート類、チューインガム、砂糖漬菓子、スナック菓子、冷菓、その他の菓子類
- 11 豆類の調製品
あん、煮豆、豆腐・油揚げ類、ゆば、凍り豆腐、納豆、きなこ、ピーナッツ製品、いり豆、その他の豆類調製品

- 12 砂糖類
砂糖、糖蜜、糖類
- 13 その他の農産加工食品
こんにゃく、その他 1 から 12 までに分類されない農産加工食品
- 14 食肉製品
加工食肉製品、鳥獣肉の缶・瓶詰、加工鳥獣肉冷凍食品、その他の食肉製品
- 15 酪農製品
牛乳、加工乳、乳飲料、練乳及び濃縮乳、粉乳、発酵乳及び乳酸菌飲料、バター、チーズ、アイス
クリーム類、その他の酪農製品
- 16 加工卵製品
鶏卵の加工製品、その他の加工卵製品
- 17 その他の畜産加工食品
蜂蜜、その他 14 から 16 までに分類されない畜産加工食品
- 18 加工魚介類
素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、塩蔵魚介類、缶詰魚介類、加工水産物冷凍食品、練り製品、
その他の加工魚介類
- 19 加工海藻類
こんぶ、こんぶ加工品、干のり、のり加工品、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天、その他の
加工海藻類
- 20 その他の水産加工食品
18 及び 19 に分類されない水産加工食品
- 21 調味料及びスープ
食塩、みそ、しょうゆ、ソース、食酢、調味料関連製品、スープ、その他の調味料及びスープ
- 22 食用油脂
食用植物油脂、食用動物油脂、食用加工油脂
- 23 調理食品
調理冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品、弁当、そうざい、その他の調理食品
- 24 その他の加工食品
イースト、植物性たんぱく及び調味植物性たんぱく、麦芽及び麦芽抽出物並びに麦芽シロップ、
粉末ジュース、その他 21 から 23 までに分類されない加工食品
- 25 飲料等
飲料水、清涼飲料、酒類、氷、その他の飲料

3. 基準の別表 2（2 条関係）—生鮮食品—

- 1 農産物（きのご類、山菜類及びたけのこを含む。）
 - (1) 米穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び精麦又は雑穀を混合したものを含む。）
玄米、精米
 - (2) 麦類（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったものと及び単に切断したものを含む。）
大麦、はだか麦、小麦、ライ麦、えん麦
 - (3) 雑穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったものと及び単に切断したものを含む。）
とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、もろこし、はとむぎ、その他の雑穀

- (4) 豆類（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含み、未成熟のものを除く。）
大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他の豆類
- (5) 野菜（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び単に凍結させたものを含む。）
根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜及びつまもの類、きのこ類、山菜類、果実的野菜、その他の野菜
- (6) 果実（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び単に凍結させたものを含む。）
かんきつ類、仁果類、核果類、しょう果類、殻果類、熱帯性及び亜熱帯性果実、その他の果実
- (7) その他の農産食品（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び単に凍結させたものを含む。）
糖料作物、こんにゃくいも、未加工飲料作物、香辛料原材料、他に分類されない農産食品

2 畜産物

- (1) 食肉（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）
牛肉、豚肉及びいのしし肉、馬肉、めん羊肉、山羊肉、うさぎ肉、家きん肉、その他の肉類
- (2) 乳
生乳、生山羊乳、その他の乳
- (3) 食用鳥卵（殻付きのものに限る。）
鶏卵、アヒルの卵、うずらの卵、その他の食用鳥卵
- (4) その他の畜産食品（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）

3 水産物（ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身（盛り合わせたものを除く。）、むき身、単に凍結させたものと及び解凍したものと並びに生きたものを含む。）

- (1) 魚類
淡水産魚類、さく河性さけ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ぶり・しいら類、たら類、かれい・ひらめ類、すずき・たい・にべ類、その他の魚類
- (2) 貝類
しじみ・たにし類、かき類、いたやがい類、あかがい・もがい類、はまぐり・あさり類、ばかがい類、あわび類、さざえ類、その他の貝類
- (3) 水産動物類
いか類、たこ類、えび類、いせえび・うちわえび・ざりがに類、かに類、その他の甲かく類、うに・なまこ類、かめ類、その他の水産動物類
- (4) 海産ほ乳動物類
鯨、いるか、その他の海産ほ乳動物類
- (5) 海藻類
こんぶ類、わかめ類、のり類、あおさ類、寒天原草類、その他の海藻類

加工食品の原材料の産地表示についてのお問い合わせ

消費者庁

消費者庁食品表示企画課
電話番号：03-3507-8800（代）

農林水産省

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課
電話番号：03-6744-2099

最寄りの各都道府県 問合せ先は、下記ウェブページで御確認ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/contact/prefectures/

平成 29・30 年度 食品表示・トレーサビリティ推進委託事業 原料原産地表示制度のマニュアル作成に関する検討会

【委員】（五十音順・敬称略・役職は平成 30 年 11 月 1 日時点、以下同様）

有馬 大輔	ハウス食品グループ本社株式会社 品質保証統括部 表現監督課長
飯島 陽子	神奈川工科大学 応用バイオ科学部 栄養生命科学科 教授
伊藤 直之	株式会社ニチレイフーズ 品質保証部 表示規格グループ
岩井 弘光	株式会社シジシージャパン 品質保証室 室長
櫻庭 隆司	独立行政法人農林水産消費安全技術センター 表示監視部表示指導課 課長
津田 拓矢	株式会社ちぼり 営業・開発本部 開発部 次長
◎ 森光 康次郎	お茶の水女子大学 大学院 人間文化創成科学研究科 ライフサイエンス専攻 教授
渡邊 健介	一般財団法人食品産業センター 参与


（◎は委員長）

【オブザーバー】

消費者庁 食品表示企画課
農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課

【事務局】

MS & ADインターリスク総研株式会社



食品表示・トレーサビリティ推進委託事業

新しい原料原産地表示制度～事業者向け活用マニュアル～

平成30年1月発行

平成30年11月改訂（修正：令和元年9月、令和2年4月、令和2年7月、令和4年3月）

発行：農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課

